

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 5月 8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	屋外放射線監視盤内気象データ（風向）表示パネル用表示灯に点灯不良が認められたため、当該表示パネル内回路を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉冷却材浄化系再循環ポンプ（A・B）の出口流量計（2台）のドレン弁（両方又はいずれか）にシートリーク（1滴/2秒程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	低圧第3給水加熱器（A）用ドレン水位調整弁に動作不良が認められたため、当該弁の制御回路を点検・修理	D	
4	1号機	1号機水素注入装置用供給配管の屋外敷設部に水素ガスリークの可能性が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
5	2号機	給水加熱器ドレンポンプ（B）の点検において、当該ポンプピット内に水溜まりが認められたため、対応検討	B	5月8日公表済 (PDF182KB)
6	2号機	主タービンのNo. 8軸受（下半）の目視点検において、ホワイトメタル部に一部剥離が認められたため、当該部を補修	D	
7	2号機	給水加熱器ドレンポンプ（C）の点検において、当該ポンプピット内に水溜まりが認められたため、対応検討	B	5月8日公表済 (PDF182KB)
8	2号機	タービン建屋内ドレンファンネルの点検において、ファンネル番号の標示不良等の不具合（計8箇所）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
9	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）の始動用空気圧力制御電磁弁よりエアリーク（微量）が認められたため、当該弁を点検・修理	B	
10	6号機	第3給水加熱器（C）レベル調節弁等（2台）の点検において、当該弁のグランド部封水用フレキシブル配管の継手部（2箇所）に腐食及び損傷が認められたため、当該配管と継手部を交換	D	
11	6号機	復水脱塩装置再循環ポンプ（B）駆動用電動機の点検において、シャフト軸受部（2箇所）に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
12	6号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器（B）の点検において、初回組立時の溶接施工記録（原紙）が所在不明となったため、対応検討	C	
13	6号機	原子炉格納容器酸素分析計ラック（No. 5）内の電動機冷却ファンの故障停止及びラック内照明灯カバーに変形が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	6号機	原子炉建屋サンプリングフードの点検において、当該フード内の排水配管用逆止弁に詰まりが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	主発電機固定子冷却水処理装置の冷却器用サンプリングシンク（A・B）のドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
16	6号機	主発電機固定子冷却水処理装置の冷却器用サンプリングシンク（A・B）のドレン配管の接続部に水のリーク（1滴/秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	6号機	原子炉建屋換気空調系給気加熱用所内蒸気入口減圧弁上流側の弁のグランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	集中環境施設	補助ボイラ（C）の起動時、火炉内に未燃物らしき物の存在が確認されたため、当該部を点検及び未燃物らしき物を回収	D	
19	集中環境施設	補助ボイラ（A）の排ガス分析計用検出配管内の水滴の影響による指示値不良が認められたため、当該分析計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで